

## 稼働能力活用の評価の目安

		判断基準		評価				
	就労阻害要因	対象者の状況		A	B	C		
				問題なし	やや不十分	不十分		
就 労 中	無	50歳未満	・フルタイムの概ね80%以上(約130時間/月)					
			・フルタイムの概ね30%以上80%未満(約50時間~約130時間/月)					
			・フルタイムの概ね30%未満(約50時間/月)					
		50歳~59歳	・フルタイムの概ね60%以上(約100時間/月)					
			・フルタイムの概ね20%以上60%未満(約30時間~約100時間/月)					
		・フルタイムの概ね20%未満(約30時間/月)						
		60歳以上	・勤務条件は問わない。					
	有	傷病	・軽作業可	50歳未満	( )			
				50歳以上		( )		
		その他			( )			
不 就 労	無	59歳未満						
		60歳以上	・求職努力がみられる。			( )		
		・求職活動に課題あり。				( )		
		就職に向けた技能の修得に励んでいると認められる者						
	有	傷 病	・入院・入所中					
			・退院後、概ね3箇月未満 1箇月以上の入院に限る。					
			・病状把握(主治医訪問又は検診命令)の実施結果		就労不可			
					軽作業可			
					中程度可			
			・ひきこもり等で通院していないが明らかに就労不可能と認められる者					
			・精神保健福祉法第32条が適用されている者		( )	( )		
		障 害	・入院・入所中					
			・障害者加算計上者					
			・身体障害者手帳4級以下又は精神保健福祉手帳3級所持者		( )	( )	( )	
		介 護	・常時介護を必要な者が同居している場合		( )	( )		
		育 児	・就学前児童あり	保育所	入所中			
					入所待ち			
・小学生以上								
・不登校等の児童問題を抱えている場合				( )				
・日常的に通院が必要な病弱の児童を抱えている場合								
そ の 他	・妊娠中又は産後1年未満(保育所入所待機児童がいる場合)の者			( )				
	・定時制又は通信制高校に修学している者							
	・社会適応能力に著しく欠けると判断される者							

上記については、あくまで判断の目安を示すものであり、判断に迷う場合は、適宜、保護係長と協議したうえで評価を行なう。

「フルタイム」とは1箇月の実労働時間を160時間(8時間×20日)に想定。

<参考> H15 京都府最低賃金：時間給 677円 (130時間就労の場合は月収約88,000円)

なお、最低賃金は職種により引き上げられることがあります。